破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第２６９号
埼玉県北本市中丸４丁目64番地10
破産者　井岡　恵子（旧姓長谷川）
１　主文　平成24年６月20日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名が「長谷川恵子」とあるのを、「井岡　恵子（旧姓長谷川）」と更正する。
２　決定年月日　平成24年７月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５０９号
福岡市中央区谷２丁目16番35号
破産者　株式会社タブレット
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０８号
大阪市城東区諏訪３丁目５番15―503号
破産者　有限会社エムコーポレーション
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５０号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町１―27―607号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県芦屋市東山町10番２―601号
破産者　株式会社スポーティングハウス・ジャパン
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１００号
北海道千歳市新星１丁目２番１号
破産者　有限会社平塚設備
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０号
栃木県佐野市高萩町774番地１
破産者　株式会社ＢＲＩＧＨＴ　ＭＯＲＮＩＮＧ　ＳＴＡＲ
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４３号
栃木県宇都宮市西川田町1164番地
破産者　西川田ゴルフ企画株式会社
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１８号
埼玉県八潮市大字南後谷257番地１
破産者　有限会社勢司製作所
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７２０号
埼玉県草加市両新田東町108番地
破産者　株式会社東和プランニング
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７３４号
岡山県倉敷市児島稗田町958番地　緑丘マンション２階10号、開始決定時の住所岡山県倉敷市児島田の口２丁目10番８号
破産者　石井　鉄也
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４号
広島市西区草津新町２丁目13番16号
破産者　株式会社ダイセロックス
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１号
広島県福山市元町15番28号
破産者　有限会社Ｔ－ＤＩＮＩＮＧ
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２７２１号
福岡市博多区板付５丁目４番１号
破産者　ベンリー株式会社
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５３５号
福岡市博多区博多駅前３丁目23番12号
破産者　株式会社スペック
１　決定年月日　平成24年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９号
群馬県太田市西本町58番５
破産者　株式会社慶應教育研究会
１　決定年月日　平成24年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２８８９号
横浜市神奈川区松見町２丁目402番地
破産者　有限会社篠田建設
１　決定年月日　平成24年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６８号
横浜市都筑区東方町1199番地
破産者　金子産業株式会社
１　決定年月日　平成24年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２２号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目61番地の１
破産者　コンセプト・ファクトリー株式会社
１　決定年月日　平成24年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１７号
新潟県佐渡市金丸494番地１
破産者　後藤　　豊
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第５２８１号
大阪市旭区新森１丁目７番２―1122号
破産者　戎　　鈴子
１　決定年月日　平成24年７月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部